愛知学院大学宗教法制研究所規程

(名 称)

第1条 本研究所は、愛知学院大学宗教法制研究所と称する。

(場 所

第2条 本研究所は、これを愛知学院大学法学部に設置する。

(目的)

第3条 本研究所は、宗教法制に関する総合的研究を行ない、わが国斯界の発展 に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本研究所は、下記の事業を行う。

- (1) 宗教に関する法令、判例、学説等の組織的研究
- (2) 前号の研究成果の出版
- (3) 宗教法制に関する図書、資料の蒐集ならびにその利用に関する便益の供与
- (4) 宗教法制に関する調査
- (5) 宗教法制に関して生ずる問題の法律相談
- (6) 本研究所の設立目的を達成するに必要なその他の事業

(組織)

- 第5条 ① 本研究所に、所長、副所長、幹事、所員および事務職員を置く。
 - ② 本研究所に、前項のほか研究に専従する研究員を置くことができる。

(所 長)

- 第6条 ① 所長は、所員会議の議を経て、所員たる本大学法学部教授の中から、 学長これを委嘱する。
 - ② 所長は、本研究所を代表し、研究および事務全般を統轄する。

(副所長)

- 第7条 ① 副所長は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。
 - ② 副所長は、所長の職務を補佐し、所長事故あるときは、これに代るものとする。 (幹事)
- 第8条 ① 幹事は、所員会識の識を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。
 - ② 幹事は、所長の命を受け事務を掌理する。

(所長、副所長、幹事の任期)

第9条 所長、副所長及び幹事の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。 (所 目)

第10条 所員は、本大学専任教員の中から、所長これを委嘱する。

(研究員)

第11条 ① 研究員は、本大学専任教員以外の者から、所長これを委嘱する。

② 研究員の任期は、1年とし、これを更新しうるものとする。

(所員会議)

- 第12条 ① 本研究所に、重要事項を審議するため、所員会議を置く。
 - ② 所員会議は、所長がこれを招集する。
 - ③ 所員会議は、所長、副所長、幹事、所員をもって構成し、所長はその議長となる。 (運営委員会)
- 第13条 ① 本研究所に、第4条に定める事業の企画、運営のため、運営委員会 を置く。
 - ② 運営委員会は、所長、副所長、幹事、運営委員をもって構成する。
 - ③ 運営委員は、所員会議の議を経て、所員の中から、2名選出する。
 - ④ 運営委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(事務部)

- 第14条 ① 本研究所事務の円滑なる運営を図るため、事務部を設ける。
 - ② 事務部は、幹事及び事務職員をもって構成する。

(経 費)

第15条 本研究所の経常費は、愛知学院大学の年間研究費予算その他をもってこれにあてる。

(規程改正)

第16条 本規程の改正は、所員会議において所員の3分の2以上の賛同をえ、法 学部教授会の議を経て、学長の承認を得ることを要する。

附則

- 1 この規程は、昭和33年5月16日より施行する。
- 2 この規程は、昭和38年2月15日より改訂施行する。
- 3 この規程は、昭和56年7月10日より改訂施行する。
- 4 この規程は、平成11年2月12日より改訂施行する。

所 長	Ш	野嘉	朗	所 員	给	木慎太	郎
幹事	中	谷	毅	//	芹	田健太	郎
所 員		野 賢		"	髙	木 敬	
<i>11</i>	石	田倫	部	"	高	橋	一洋
11	伊	藤栄	寿	"	证	田典	浩
<i>11</i>	梅	川正	美	"	仲	哲	生
<i>11</i>	小	川正	雄	"	中	谷 光	隆
"	堅	田研	-	11	服	部	朗
11	栗	田直	樹	"	服	部 育	生
11	黒	神	聰	11	原	H	保
<i>11</i>	神	田	桂	"	府	川繭	子
"	篠	田公	穂	"	水	野 惠	子
"	杉	原丈	史	<i>11</i>	南	川和	範
<i>n</i>		本 一	敏	"	若	原	茂
"	给	木 伸	智				